

第20回「可児市児童生徒社会科作品展」実施要項

- 1名称 第20回 可児市児童生徒社会科作品展
- 2目的 児童生徒の自主的な研究活動を奨励し、社会科に対する興味関心を高め、その結果を交流することにより、社会科教育の振興を図る。
- 3主催 可児市教育委員会
共催 可児市学校教育研究会
可児市PTA連合会
- 4応募資格 市内小中学校児童生徒 個人またはグループ
- 5応募方法 ・応募者は、各学校が定めた期間に、作品を各学校へ提出する。
・各学校は、提出された作品を校内選考して、『出品票』を貼付のうえ出品する。
- 6出品数 各校 **最低3点以上最大12点まで**
(より多くの学年の作品を出品し、一部の学年だけに偏らない)
- 7期日 (1) 搬入・展示・審査 9月7日(木) 13:30~16:45
(2) 公開 9月9日(土) 10日(日) 9:30~17:00 (5日は16:00まで)
(3) 搬出 9月11日(月) 16:00~16:45
- 8会場 可児市福祉センター ホール
〒509-0207 可児市今渡682番地1 電話 0574-62-5329
- 9審査 (1) 日時 9月7日(木) 作品搬入後
(2) 審査員 社会科作品展運営委員
(3) 方法 学年ごとに分担して審査する。
(4) 表彰 次の賞を贈り表彰する。
・特選・出品数の1割程度(学年問わず)
・入選・その他の出品作品
- 10会場当番 作品展(一般公開)の会場当番は、社会科作品展運営委員が行う。
- 11PR ・CTK(ケーブルテレビ可児)、可児市広報、各学校の広報を通じてPRする。
・ポスターや開催案内を作成して、各学校等に配布する。
- 12県展出品 ・特選のうち、小学校の低学年・中学年・高学年、中学校で各1~2点(1校につき3点以内)の優秀作品を選出し、県展出品**候補**作品とする。
・可茂教育事務所への作品搬入は、事務局担当者が9月11日(月)17:00までに行う。
- 【重要】「県出品候補作品」が可茂教育事務所に集められ、そこでもう一度審査され、選ばれた作品のみが「県出品作品」となる。**
- 13その他 ・出品数の確保・作品の質の向上のため、各学校で事前指導を十分に行う。